



# 第11-1 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例

## 現行規定

### 第85条第5項

仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗  
その他これらに類する仮設建築物

#### 1年が存続期間の上限

※建築物の施工期間中の仮設店舗等は、特定行政庁が施工上必要と認める期間

- ・ 制定時(昭和25年)において、仮設建築物で開催する興行、博覧会、店舗営業等は、実例に照らし、6か月以内の短期間に限り行われるものと想定されていた。
- ・ 昭和45年改正で、実例に照らし、上限を1年に延長。

## 改正内容

**国際的規模の競技会等の用に限らず、その他の理由により1年を超えて使用する場合にも、1年を超えることができるようにする。**

※例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、プレ大会に備え、開催の約2～3年前前から仮設観客施設等を設ける必要。

### (参考)第85条第1項・第2項

- ① 次のいずれかに該当する応急仮設建築物(第1項)
  - ・ 国、地方公共団体、日赤が災害救助のために建築
  - ・ 被災者が自ら使用するために建築(延べ面積30㎡以内)
- ② 公益上必要な用途に供する応急仮設建築物(第2項)

#### 3か月+2年=2年3か月が存続期間の上限

- ・ 通常の災害では、2年3か月以内に恒久的な建築物が整備され、移行可能となるため。  
※著しく異常かつ激甚な非常災害では、恒久的な建築物の整備に更なる期間を要しうるため、住宅について、特定非常災害雪法で特例を規定。  
 ※東日本大震災では、これに加えて、地域住民の生活に必要な応急仮設建築物(住宅を除く。)について、東日本大震災復興特別区域法で特例を規定。